

加害性の高い鳥獣の重点捕獲支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日
農政水産部農業普及技術課

(趣旨)

第 1 条 県は、物価高騰に伴う有害鳥獣の捕獲経費の増加及び野生鳥獣による農林作物等の被害防止対策の推進を図るため、市町村や鳥獣被害対策を行う協議会（以下、「協議会」という。）に対して、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付対象となる経費及びそれについての補助率又は補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする事業実施主体等は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合（間接補助事業にあっては、事業実施主体の当該補助金に係る消費税等相当額がある場合）には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体等（間接補助事業にあっては、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分）については、この限りでない。

(申請に添付すべき書類)

第 5 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。

- 2 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 市町村にあっては、補助金等の交付に関する規程、要綱等（市町村が間接補助事業者に補助する場合に限る。）とする。
 - (2) 市町村以外の者にあっては、第 2 条第 1 号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から 3 ヶ月以内のもの。写しでも可。）

- (3) 法人にあつては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (4) 市町村以外の者にあつては、第2条第3号に係る誓約書（別紙様式第4号）

（経費の流用の禁止）

第6条 別表の区分の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用をしてはならない。

（補助条件）

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産を処分した場合において、収入があつたときは、当該収入の全部又は一部を県に納付すべきこと。
- (2) この補助金に係る会計帳簿及びその証拠書類は、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しておくべきこと。ただし、補助事業により取得した財産で規則第21条第1項ただし書に定める処分制限期間を経過しないものについては、財産管理台帳（別記様式第5号）その他の関係書類を整備の上、保管しておくべきこと。
- (3) 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図るべきこと。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の新設
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える減
- (3) 補助金の増

（計画変更の承認）

第10条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書（別記様式第6号）
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったとき 補助事業遂行困難等報告書（別記様式第7号）

（状況報告）

第11条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在において作成した補助事業遂行状況報告書を当該年度の1月10日までに知事に提出することによって行わなければならない。ただし、概算払請求書（別記様式第8号）の提出をもって代えることができるものとする。

（補助金の交付方法）

第12条 この補助金は精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、概算払により交付する。

2 前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金等の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- （1） 事業実績書（別記様式第1号）
- （2） 収支決算書（別記様式第2号）

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした事業実施主体等は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（間接補助事業にあっては、第4条ただし書に規定する事業実施主体に係る部分における当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額）が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした事業実施主体等が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体等にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入に係る消費税等相当額報告書（別記様式第9号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分制限）

第14条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数に相当する期間とし、同項第2号の規定により知事の定める財産は、補助金の交付を受けて取得した機械及び器具で1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

（書類の提出部数等）

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（書類の経由機関）

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助率又は補助額	補助対象者	要件
1 捕獲経費等支援事業	<p>市町村または協議会が狩猟者に補助する有害鳥獣の捕獲に要する経費のうち、令和7年度と令和8年度の交付単価の差額を補助対象経費とする。ただし、1頭あたり1,000円を上限とする。</p> <p>市町村が協議会に対し、有害鳥獣の捕獲に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費のうち、令和7年度と令和8年度の交付単価の差額を補助対象経費とする。ただし、間接補助事業に係る補助対象経費のうち、1頭あたり1,000円を上限とする。</p>	10分の10以内	市町村、協議会 市町村	1 補助対象 (1) 対象獣種 シカ、イノシシ、サル（成獣、幼獣） (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金緊急捕獲活動支援事業の交付対象であること (3) 事業実施期間中（交付決定日から令和9年2月28日まで）に市町村等が確認した捕獲経費を対象とする。
2 ICT等を活用した鳥獣被害対策技術導入支援事業	ICT等を活用した鳥獣被害対策の実施に係る経費	定額	市町村、協議会	